


再生可能エネルギー等に関する規制等の 総点検タスクフォースでの御意見に対する 林野庁の対応について



令和3年5月

林野庁

対応の方針

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく観点から、風力・地熱発電などエネルギー資源の賦存状況により、**国有林野が適地**である場合はその**管理経営と両立できることを確認**しつつ、また、**立地が保安林である場合は防災施設の設置などにより公益的機能を維持**しつつ、**手続の簡素化・明確化、透明化によりその迅速化**を図る。

主な対応の内容

- ① **再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方を次期の森林・林業基本計画**に示すとともに、農林水産省が作る**農山漁村全体としての数値目標と併せて、森林分野に係る数値目標を示す**方向で、エネルギー基本計画策定と並行して検討
- ② 国有林野の**貸付け等に係る手続の迅速化**に向けて、
 - ア 事前相談について任意の手続きであることを周知
 - イ 手続の明確化、簡素化に資するよう、**詳細なマニュアルを作成・周知**
 - ウ 時間的事情によって**他の許認可手続等との並行審査**が可能であること、国有林野管理審議会の柔軟な開催が可能であることについて周知
 - エ 保護林管理委員会の柔軟な開催等について周知
 - オ **緑の回廊**について**再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準を明確化**
 - カ 農林水産省共通申請サービスの実装により、**手続のデジタル化を推進**
- ③ 保安林解除の事前相談について、**事前相談が任意の手続きであることや、手続内容等を明確化するため対象項目ごとの必要書類を明らかにし周知**
- ④ 保安林**解除事務の手続の迅速化**や**情報公開の改善・徹底**について
 - ア 手続の流れ・必要書類・留意事項等を具体的に記載した**マニュアルを作成・周知**
 - イ 保安林の解除要件に係る情報や関係通知類、マニュアル等を一元的に閲覧できるよう、林野庁HPに「**保安林ポータル(仮称)**」を設け、これら情報をまとめて掲載。併せて、**手続のデジタル化を推進**
- ⑤ 保安林内の**作業許可基準の解釈を整理・明確化**し、その基準を踏まえ個別事案に対し**柔軟に対応できるよう通知を発出**

森林における再エネ導入の手續に関する主な意見・要望と対応方針（国有林野）



項目	意見・要望	対応方針
事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を行うことなく、法律上の申請を行うことが可能な運用へと見直すべき。 基準・指針等の公表により、手續内容や判断基準を明確化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談が任意の手續であることを周知済み 事前相談を含めた事務の流れや提出書類等を明確化（令和3年6月まで）
手續の迅速化／情報公開の改善・徹底	<ul style="list-style-type: none"> 手續の簡素化・明確化に向け、手續の内容・提出書類・注意事項等を定めたマニュアルを作成すべき。 提出書類について、環境アセスメント手續との重複排除をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 手續の明確化、簡素化に資するよう、保安林解除や環境影響評価と共用可能な書類その他留意事項等を整理した資料について作成、公表済み。さらに、簡素化することができる書類や他の手續と共用可能な書類等について精査・検討した上で、詳細なマニュアルを作成・周知 加えて、緑の回廊内に再生可能エネルギー施設を設置する場合の対応について、保護林管理委員会の柔軟な開催と統一的な手續について周知済み。また、これまでの事例も踏まえつつ施設の設置等に係る基準を明確化・公表（詳細なマニュアル、基準について、令和3年6月までに第一案、取りまとめ版を9月末まで）
	<ul style="list-style-type: none"> 手續の並行処理を可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> FITの一旦認定の期限が迫る場合などやむを得ない事由がある場合には、環境アセスメントの準備書の大蔵省勧告で、国有林野の貸付け等の審査を開始し、保安林解除の予定告示の時点で契約等手續を進めることを可能としていること、国有林野管理審議会の柔軟な開催が可能であることについて森林管理局署へ周知済み
	<ul style="list-style-type: none"> 窓口でしか受け取れない書類はなくし、手續のデジタル化を進めるべき。 最新の関連通達及び許可事例等を林野庁HPにて公開すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」の実装により、国有林野の貸付け等の手續のデジタル化を推進（令和3年内まで） 貸付け等に関連する通知を林野庁HPで公表済み

森林における再エネ導入の手續に関する主な意見・要望と対応方針（保安林）

項目	意見・要望	対応方針
事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談を行うことなく、法律上の申請が可能な運用に見直すべき。 基準・指針等の公表により、手續内容や判断基準を明確化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談が任意の手續であることを周知（令和3年6月まで） 手續内容等を明確化するために、相談・申請事務の流れを再整理し、対象項目ごとの必要書類を明らかにして周知（令和3年6月まで）
手續の迅速化／情報公開の改善・徹底	<ul style="list-style-type: none"> 手續の簡素化・明確化に向け、手續の内容・提出書類・注意事項等を定めたマニュアルを作成すべき。 マニュアルの作成に当たっては、具体的な処理基準を明確化すべき。 担当者への現場指導を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体（風力・地熱発電）の協力を得つつ、事例の分析・整理を行い、保安林解除の基準の明確化や環境アセスメント等との並行審査を含めて、手續の流れ・必要書類・留意事項等を具体的に記載したマニュアルを作成・周知（令和3年6月までに第一案、取りまとめ版を9月末まで） 担当職員に対する研修等を実施（令和3年8月以降）
保安林内作業許可基準の柔軟な運用	<ul style="list-style-type: none"> 保安林内作業許可において、切土・盛土、期間、面積制限について柔軟な運用を実施すべき 風力発電施設へのアクセス道について、保安林内で柔軟に整備できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 保安林の位置や傾斜等は、国土数値情報で判読可能であり、HPのリンクを林野庁HPに設定。 治山施工地データは、情報を持つ都道府県等の窓口や入手方法を林野庁HP上に明記。 関係通知類やマニュアル等を林野庁HPに掲載 これらを一元的に閲覧できる「保安林ポータル(仮称)」を新たに設置（令和3年6月まで） 「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」の実装により、保安林の解除手續のデジタル化を推進（令和3年内まで）